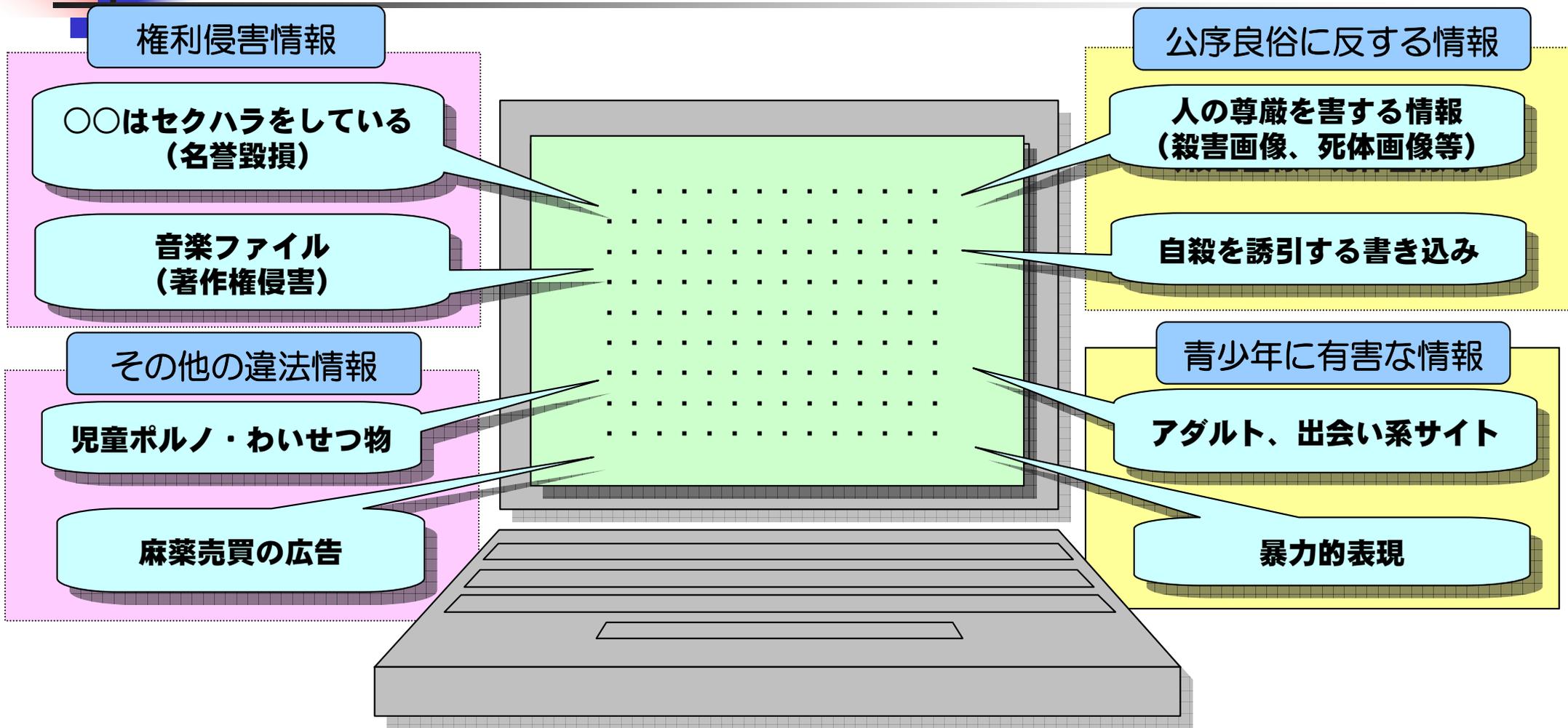


インターネット上の違法・有害情報に関する 総務省の取組について

平成19年11月26日
総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
消費者行政課

インターネット上の違法・有害情報



- 権利侵害情報・その他の違法情報 発信者に法的責任あり
- 違法ではない情報 発信者に法的責任なし

インターネット上の違法・有害情報に関する総務省の取組み

権利侵害情報

事業者による情報の削除等の自主的対策及び発信者情報開示による被害救済を支援

関連法：プロバイダ責任制限法

関係ガイドライン一覧

- ・ 名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン
- ・ 著作権関係ガイドライン
- ・ 商標権関係ガイドライン
- ・ 発信者情報開示関係ガイドライン

事業者による情報の削除等の自主的対策を支援

- ・ 「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」(06年11月)に基づく情報の削除等の自主的な対応を支援
- ・ 事業者への違法情報の削除要請等の対応を行うインターネット・ホットラインセンター(06年6月運用開始)の運用ガイドラインの策定を支援

その他の違法な情報

公序良俗に反する情報

事業者による約款に基づく情報の削除等の自主的対策を支援。

- ・ 「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(06年11月)に基づく事業者の自主的な対応を支援

自殺企図者の迅速な特定による自殺対策を支援

- ・ 「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」(05年10月)に基づく、自殺企図者の発信者情報の円滑な開示を支援

有害か否かは受信者により異なるため、フィルタリングサービスの提供を一層促進

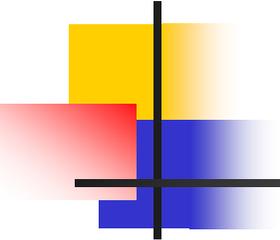
- ・ モバイルフィルタリング
- ・ フィルタリング普及啓発アクションプラン
- ・ e-ネットキャラバン
- ・ 携帯電話事業者、都道府県等に対しフィルタリングの更なる普及促進を要請(06年11月、07年2月)

青少年に有害な情報

違法ではない情報

違法な情報





1. プロバイダ等による削除等の対応支援

「プロバイダ責任制限法関係ガイドライン」について

プロバイダ責任制限法の円滑な運用のため、業界団体や総務省等から成る「協議会」を結成し、実務上の行動指針となる「ガイドライン」を作成。

名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で名誉毀損・プライバシー侵害があった場合に関し、被害者や法務省人権擁護機関等からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式について記載。

著作権関係ガイドライン（平成14年5月）

- インターネット上で著作権侵害があった場合に関し、権利者からプロバイダ等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。
- 法施行以降平成19年8月末までに、JASRACから約26万件の削除要請があり、そのほとんどがプロバイダ等により措置されている。

商標権関係ガイドライン（平成17年7月）

- インターネットオークション等で商標権侵害があった場合に関し、商標権侵害の具体例、ネットオークション事業者等への削除要請の統一的手順・様式、信頼性確認団体を通じた削除の申出のスキーム等について記載。

発信者情報開示関係ガイドライン（平成19年2月）

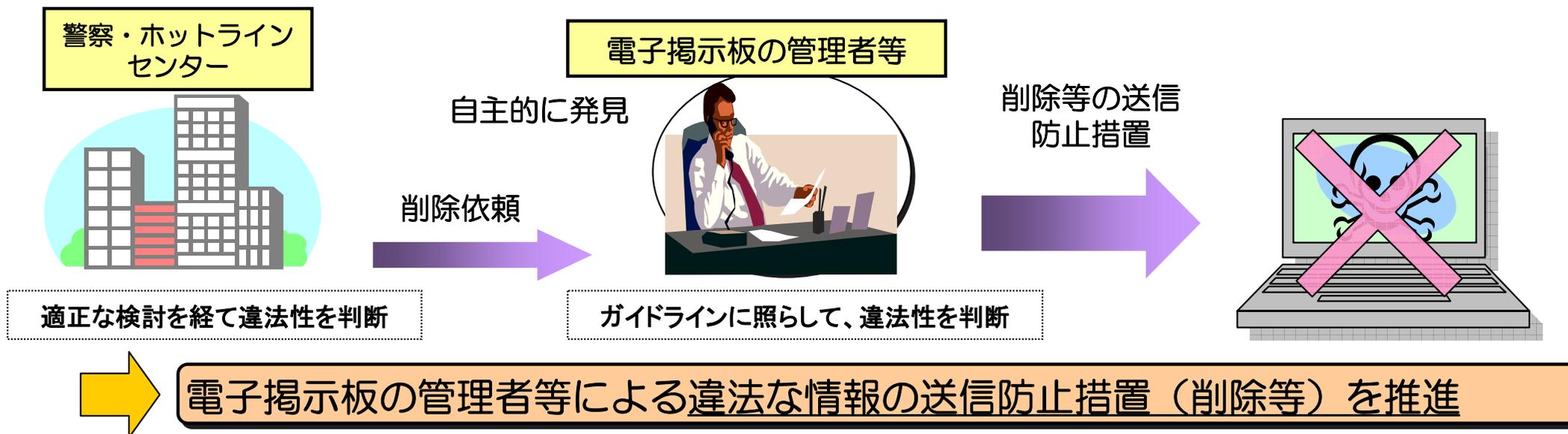
- インターネット上で権利侵害があった場合に関し、被害者等からプロバイダ等への発信者情報開示請求の統一的手順・様式及びプロバイダ等における発信者情報を開示できる場合を可能な範囲で明確化した判断基準について記載。

違法な情報への対応に関するガイドラインの概要

(1) 違法な情報の例示及び判断基準

- 1 わいせつ関連法規（わいせつ物公然陳列、児童ポルノ禁止法違反等）
- 2 薬物関連法規（覚せい剤取締法違反等）
- 3 振り込め詐欺関連法規（携帯電話不正利用防止法違反等）
- 4 その他の法規（不正アクセス禁止法違反等）

(2) 法令の解釈及び具体的事案における適用に関して専門的知見を有する機関（警察、ホットラインセンター）からの送信防止措置依頼に対する対応手順



違法・有害情報への対応に関する契約約款モデル条項の概要

(1) 違法な情報及び公序良俗に反する情報の例示

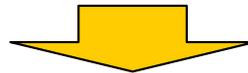
- 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春等の犯罪を助長する情報
- わいせつ、児童ポルノ、児童虐待等の画像の送信及びそれらの売買に関する情報等
- 人の殺害現場の画像等の残虐な情報
- 違法行為（けん銃の譲渡、爆発物の不正な製造、殺人等）を請負、仲介、誘引する情報
- 人を自殺に誘引又は勧誘する情報

等

(2) 情報の削除等の対応（警告、削除要請、削除等）

(3) 利用の停止

(4) 解約



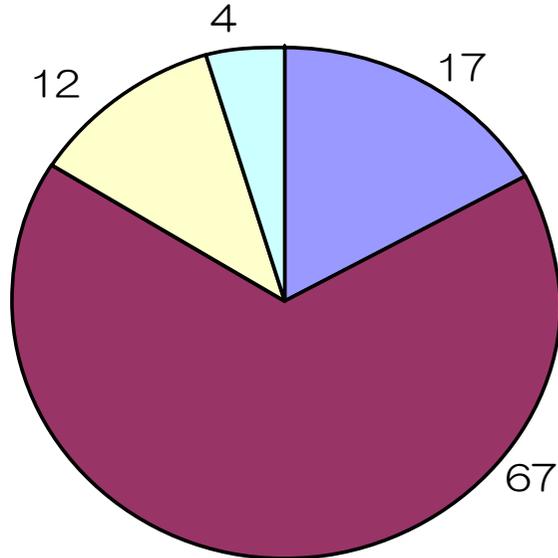
モデル約款を示すことにより、各社における約款・利用規約等の整備を促し、電子掲示板の管理者等によるこれらの情報に対する契約等に基づく対応を効果的に支援

違法ガイドライン・モデル条項に関するアンケート結果

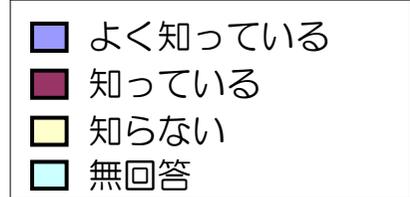
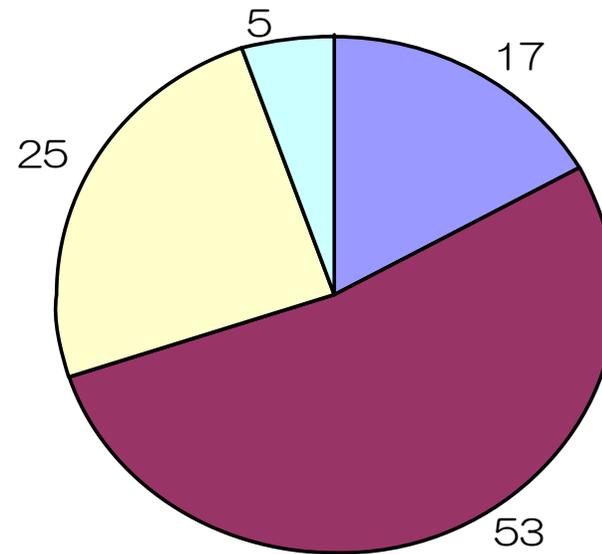
<平成19年8月 4団体会員事業者アンケート結果等より作成>

1. 違法ガイドライン、契約約款モデル条項の認知状況

1. 違法ガイドラインの認知状況 (%)



2. 契約約款モデル条項の認知状況 (%)



2. 運用上の問題点に関する事業者からの意見

※アンケートに寄せられた代表的な意見を総務省において抜粋。

- ・具体的な案件について相談できる「プロバイダの相談窓口」的なものがあるとよい。
- ・小規模事業者に対する支援体制の整備をしてほしい。
- ・裁判例の蓄積に伴う解釈や対応事例の共有ができるとうい。
- ・プロバイダに対する周知活動をもっと行ってほしい。
- ・利用者への啓発活動やリテラシー教育を強化することが重要ではないか。

「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況

(平成18年6月～平成19年5月)

※警察庁作成資料及びホットラインセンター公表値に基づき作成

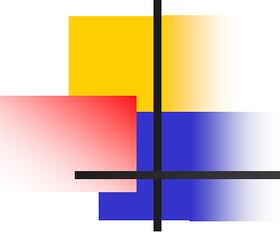


インターネット上の違法・有害情報に関連した最近の事件

最近の状況

・それ自体違法とはいえない「闇サイト」や「自殺サイト」と呼ばれる電子掲示板で知り合った者による殺人事件等が発生しているほか、いわゆる「学校裏サイト」や「プロフ」が子どものいじめの温床となっているといった指摘がされている。

| 報道年月 | 類型 | 概要 |
|--------|-------|---|
| H18/11 | いじめ | 札幌市の男子高校生がいじめられている動画が、インターネット上に流れる。 |
| H19/3 | いじめ | 秋田市の男子中学生が、インターネット上のポルノ小説の投稿サイトに、主人公として実名を書き込まれた。 |
| H19/6 | プロフ | プロフに書き込んだ悪口をきっかけに集団で殴り合いをしたとして、東京都内の高校生10人が逮捕。 |
| H19/8 | 闇サイト | インターネット上の闇サイトで知り合った男らが、金目当てに通りすがりの女性を拉致した上殺害し、死体を遺棄。 |
| H19/9 | いじめ | 神戸市内で自殺した男子高校生について、下半身の写真がインターネット上に掲載されていたことが判明。 |
| H19/10 | 自殺サイト | 開設したサイトにアクセスしてきた自殺志願の女性の依頼を受け、女性を殺害したとして、千葉市内の男を逮捕。 |
| H19/11 | 闇サイト | 闇サイトで知り合った家出少女と男が役割分担し、男性から現金などを盗んだとして、女子中高生を含む8人が逮捕。 |
| H19/11 | 闇サイト | 闇サイトを運営する男に復讐を依頼し、帰宅途中の男性に硫酸をかけたとして、福岡県内の男を逮捕。 |

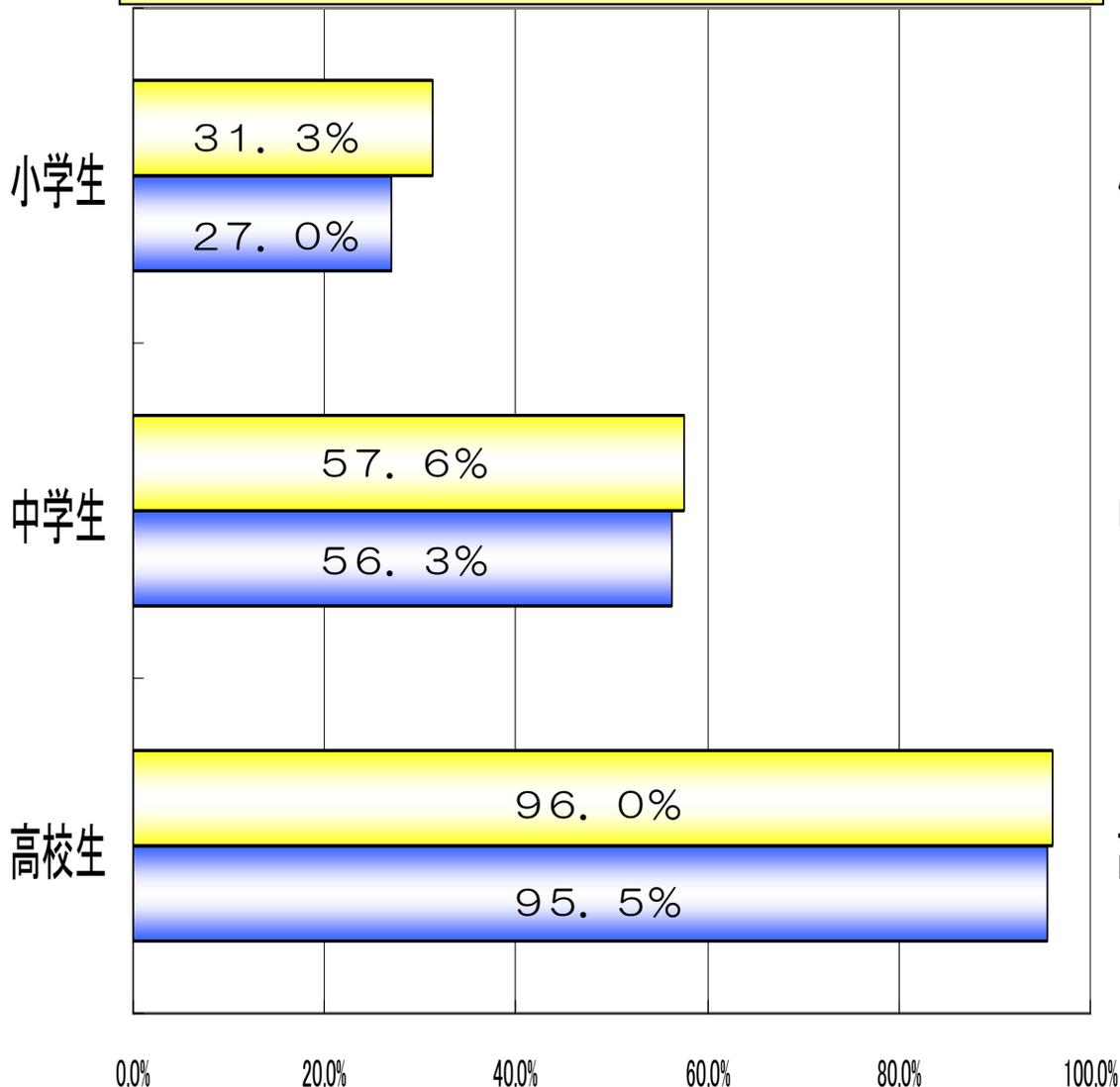


2. フィルタリングサービスの普及促進

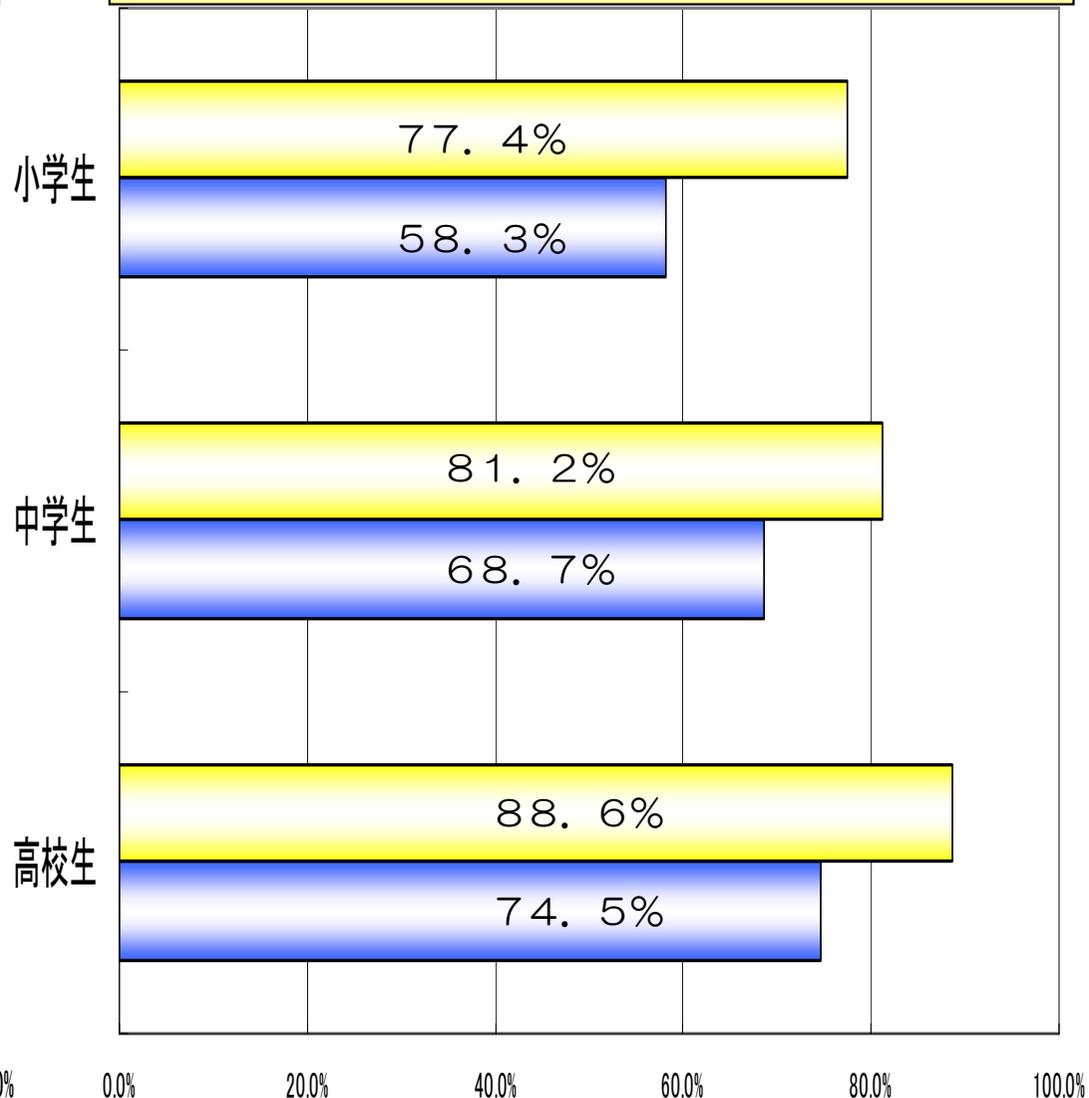
子どもの携帯電話・パソコンの保有状況等について

【内閣府調査（平成19年3月実施）】

携帯電話等の使用状況等について



パソコンの使用状況等について



携帯電話等を使用している
 携帯電話等でインターネットを利用している

パソコンを使用している
 パソコンでインターネットを利用している

フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）とは

フィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）とは

インターネット上の出会い系サイトなどの青少年に望ましくないサイトにアクセスできないようにする機能。

フィルタリングの方式により、以下の種類がある。

■ ホワイトリスト方式

ユーザが安心して利用できるよう、一定の基準を満たした公式サイトのみにアクセス可能で、それ以外のサイトへのアクセスを制限

■ ブラックリスト方式

出会い系サイトやギャンブル系サイトなど特定のカテゴリに属する一般サイトへのアクセスを制限



※このほか、不要な広告・宣伝等のいわゆる「迷惑メール」の受信を防ぐ「迷惑メールフィルタリング」もある。

フィルタリングの普及促進に向けた取組

- 平成18年 3月 「フィルタリングの普及啓発アクションプラン」の公表
総務省及び経済産業省の連携の下、フィルタリングに関係する4業界(携帯電話・PHS事業者、ISP、パソコン及びフィルタリングソフトメーカー)が共同でフィルタリングの一層の普及を図ることを目的として公表。
- 平成18年11月 携帯電話事業者等への要請
近年、青少年がいわゆる出会い系サイトなど、インターネット上の有害な情報に携帯電話からアクセスし、事件に巻き込まれるケースが多発していることから、総務大臣より、携帯電話事業者3社及び業界団体に対し、①未成年者が携帯電話の契約者である場合には、フィルタリングサービスの利用に関する親権者の意思を確実に確認すること、②既存ユーザへ利用の働きかけを行うことなど、フィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう要請。
- 平成19年 2月 都道府県知事、教育委員会、都道府県警察等への要請
総務省、警察庁及び文部科学省は合同で、携帯電話のフィルタリングについて、学校関係者や保護者をはじめとする住民に対し、その周知活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に要請。
- 平成19年 6月 「フィルタリングの普及啓発アクションプラン2007」の公表
平成18年3月に策定したアクションプランを改訂し、フィルタリングの認知率を70パーセント以上へ高め、一層の利用拡大を図ることを目標として公表。

関係事業者、関係機関等が連携して普及促進活動を積極的に推進中。

携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進に向けて

近年、未成年者が携帯電話から出会い系サイトなどの有害な情報にアクセスして事件に巻き込まれるケースが多発。

出会い系サイトに関連した事件の状況（平成18年 警察庁調べ）

□出会い系サイトに関連した事件の検挙件数は、1,915件（前年比21.1%増）

□被害児童の出会い系サイトへのアクセス手段は、**96.5%が携帯電話からのアクセス**

□被害者1,387人のうち、**18歳未満の児童が1,153人（83.1%）**

平成18年11月20日、総務大臣から携帯電話事業者3社及び業界団体（※）に対し、未成年者が使用する携帯電話におけるフィルタリングサービスの普及促進に向けた自主的取組を強化するよう、以下の内容について要請。

※NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル及び（社）電気通信事業者協会

1. フィルタリング推奨の強化

- (1) 未成年者が契約者である場合には、親権者の意思を確実に確認する。（利用しない場合のチェック欄を創設等）
- (2) 既存ユーザーへの利用の働きかけを行う。（メール、請求書同封物等による周知等）
- (3) 代理店等への指導を強化する。（代理店等への通知、マニュアルの配布等）

2. フィルタリングの周知・啓発の一層の促進（HPや総合カタログ等の記載方法の見直しや統一ロゴマークの積極的な活用等）

3. ユーザーニーズに応じたフィルタリングサービスの提供（ユーザーアンケートを実施し結果に基づきサービス改善を検討等）

4. フィルタリング普及に関する定期的な評価の実施（認知率や社会貢献事業への取組状況等に基づき評価等）



同日、総務省からの要請を受け、携帯電話事業者3社及び業界団体は、フィルタリングサービスの更なる普及促進に向けた取組を実施することを表明。

携帯電話事業者等によるフィルタリングの普及促進の強化策

| 要請内容 | | 事業者等対応策 | 実施時期 | | |
|----------------------------|-----------------|--|--|--------------------------------------|---|
| | | | ドコモ | KDDI | SBM |
| 1. フィルタリング推奨の強化 | (1)親権者への確実な意思確認 | 利用しない場合のチェック欄を創設 ・親権者同意書や契約申込書の改訂 ・記載がない場合にはインターネット接続サービスの申込を受け付けない運用 | 同意書改訂 06年12月～ 契約申込書改訂 07年4月～ | 同意書改訂 07年2月～ 契約申込書改訂 07年5月～ | 同意書・契約申込書改訂 07年2月～ |
| | (2)既存ユーザーへの働きかけ | メール・SMS、請求書同封物などによる告知強化 | 06年12月～ | 07年2月～ | 06年12月～ |
| | (3)代理店等への指導強化 | ・代理店などへの通知 ・代理店などへのリーフレット配布 | 06年12月～ | 06年11月～ | 06年12月～ |
| 2. フィルタリングサービスの周知・啓発の一層の促進 | |  ・ロゴマークのバナー作成 ・新聞広告の実施 ・ホームページ・カタログの記載改善 ・テレビCMの実施 | 06年11月 | | |
| | | | 06年12月 | | |
| | | | 06年12月～ | | |
| | | | 07年7月 | — | — |
| 3. ニーズに応じたフィルタリングサービスの提供 | | フィルタリングサービス改善検討 | ホワイトリスト 03年8月～ ブラックリスト 05年7月～ | ホワイトリスト 06年4月～ | ホワイトリスト 07年2月～ ブラックリスト 05年10月～ |
| 4. フィルタリング普及に関する定期的な評価実施 | | 認知率や社会貢献事業への取組状況等に基づき定期的に評価 | 適宜実施 | 適宜実施 | 適宜実施 |

※ ウィルコム(PHS事業者)については、本年10月4日からフィルタリングサービス(ブラックリスト)を提供開始

地域におけるフィルタリングの普及促進に向けて

総務大臣からの要請（平成18年11月20日）を受けて、携帯電話各社は、同意書の改訂などフィルタリングサービスの普及促進のための取組を推進しているが、今後は、国や業界だけではなく、地域における草の根的な周知啓発が重要。



平成19年2月16日、総務省、警察庁及び文部科学省は合同で、携帯電話のフィルタリングについて、学校関係者や保護者をはじめとする住民に対し、その周知活動に取り組むよう、都道府県知事、教育委員会及び都道府県警察等に要請。

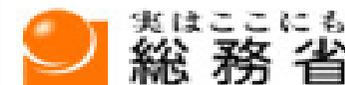
要請の内容

[都道府県や教育委員会]

- ・ フィルタリングの普及促進について、学校関係者や保護者をはじめ住民に対する啓発活動に取り組むこと。
- ・ 管内の市区町村、市町村教育委員会及び学校にも啓発活動に取り組むよう周知すること。

[各都道府県警察]

- ・ 携帯電話等のフィルタリングの利用促進に重点をおいた対策の強化に努めること。



フィルタリング普及啓発アクションプラン 2007

1. アクションプランの構成



- 平成19年6月、フィルタリングに関係する4業界※(携帯電話・PHS事業者、ISP、パソコン及びフィルタリングソフトメーカー)が共同で公表。

(※)社団法人電気通信事業者協会、社団法人テレコムサービス協会、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、社団法人電子情報技術産業協会及び財団法人インターネット協会の6団体。

- 平成18年3月に策定したアクションプランを改訂し、引き続きフィルタリングの一層の普及を図ることを目的。

2. アクションプラン概要

- 平成18年3月に策定したアクションプランでは、フィルタリングの認知率を平成19年3月までに70%に高めることを目標。

→ 平成18年度電気通信サービスモニター調査結果(平成19年5月公表)によれば、フィルタリングの認知率は66.1%と、ほぼ達成。

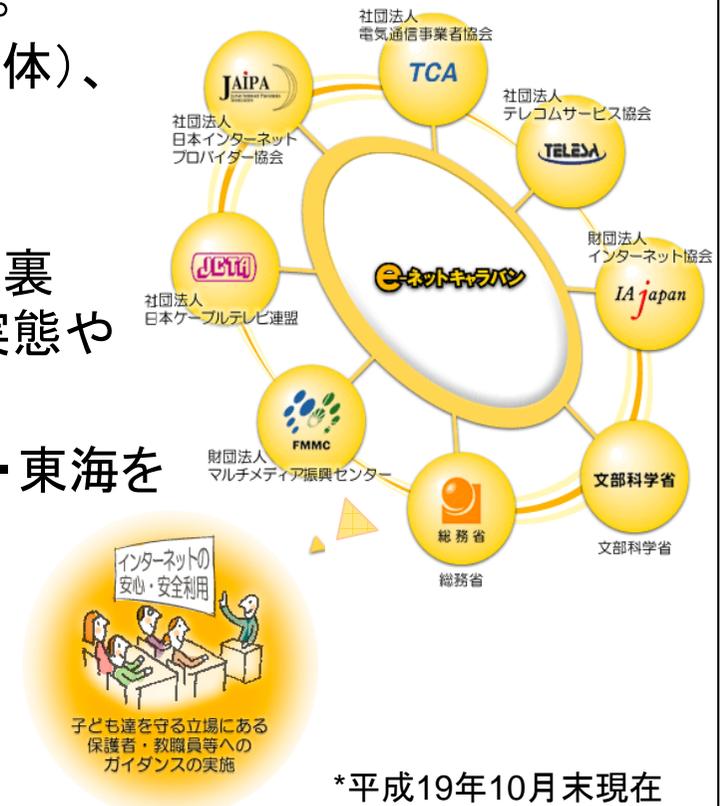
今後とも引き続きフィルタリングの普及を図り、平成20年3月までには認知率を70%以上に高め、その利用率を更に高めることを目標とする。

- 各業界は、上記目標の達成に向けて、平成18年3月に策定したアクションプランを改訂。フィルタリングの更なる普及促進のための具体的対策に取り組む。

e-ネットキャラバンの概要

子どもたちのインターネットの安全な利用のため、インターネットの「影」の部分についての保護者・教職員向けの講座を、通信業界と総務省が協力して開催。通信業界は、無償で職員を講師に派遣する等、各企業のCSR(Corporate Social Responsibility)活動として参画。また、実施にあたっては、文部科学省とも連携。

- ◆対象者 : 保護者・教職員。要望があれば児童・生徒も対象。
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体(188社)、公益法人(10団体)、政府・自治体(5団体)、その他(22団体)*
- ◆講師 : 認定講師 905名*
- ◆講演内容 : インターネットを通じた犯罪に関する情報や、学校裏サイト、プロフ、迷惑メール、架空請求詐欺等の実態や対処方法
- ◆実施期間 : 平成18年4月から3年間(平成17年11月から関東・東海を中心に試行実施)。
- ◆事務局 : (財)マルチメディア振興センター
- ◆実績 : 平成18年度の実施件数: 453件
: 平成19年度は、実施件数 **571件(申込797件)***
: 年間1,000件の講座開催が目標。



総務省の広報ビデオ: http://www.soumu.go.jp/menu_00/media/070514_1.html

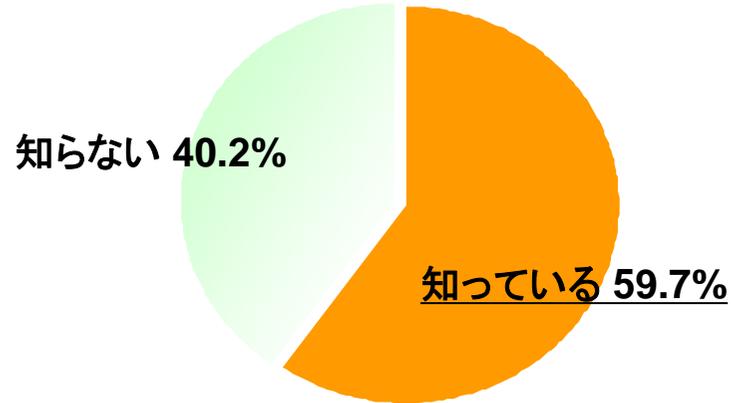
<http://www.fmmc.or.jp/e-netcaravan/>

フィルタリングの認知状況

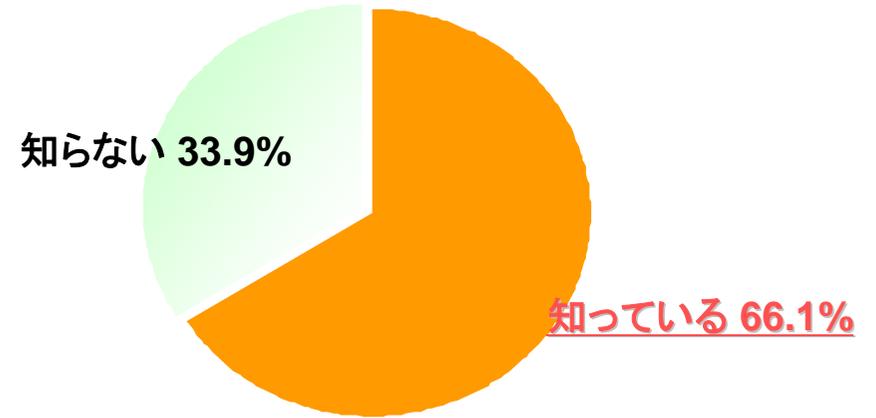
(平成17年度及び18年度電気通信サービスモニターアンケート結果)

1. フィルタリングソフトの認知状況

平成18年2月現在

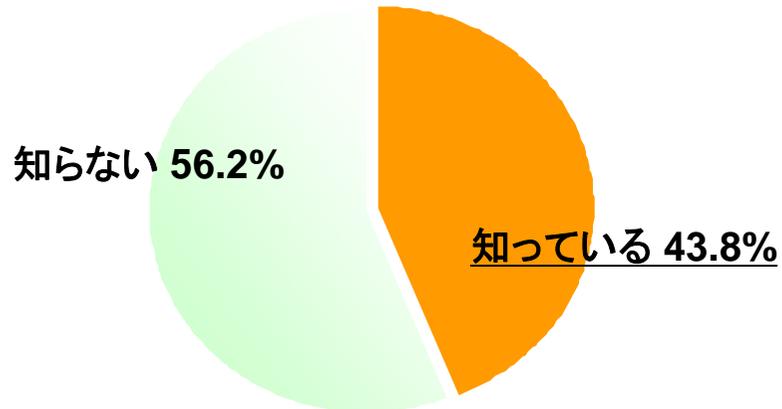


平成19年1月現在

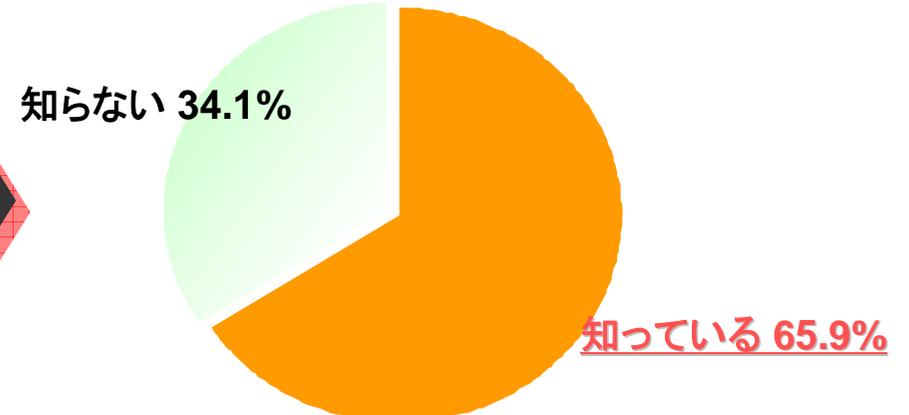


2. 携帯電話のフィルタリングサービスの認知状況

平成18年2月現在



平成19年1月現在

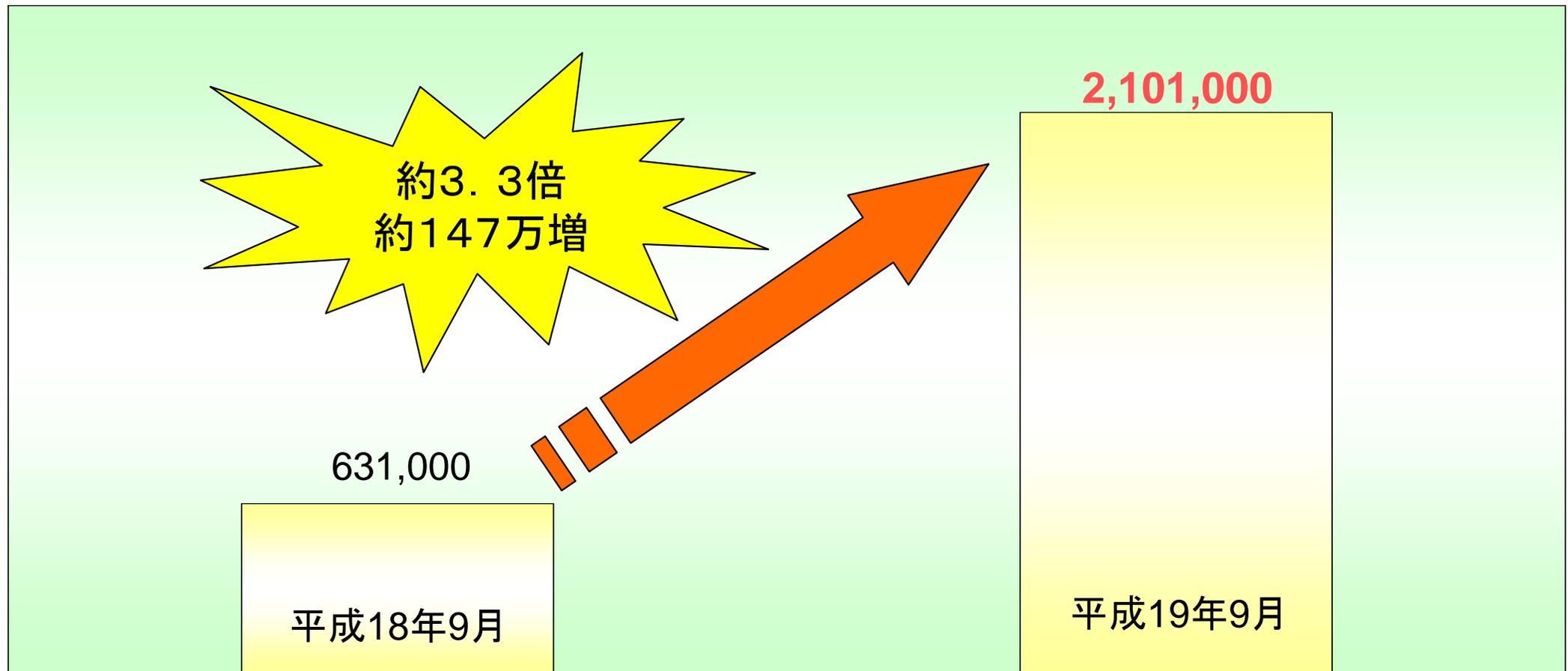


携帯電話フィルタリングサービスの利用状況

(平成19年10月31日 社団法人電気通信事業者協会報道発表)

- ・ 携帯電話におけるフィルタリングサービスの利用者数は**約210万人**（平成19年9月末時点）。
- ・ 1年前と比較すると、**約3.3倍（約147万増）**。

参考：青少年（小・中・高校生）のインターネットに接続できる携帯電話利用人口推計値 **約750万人**

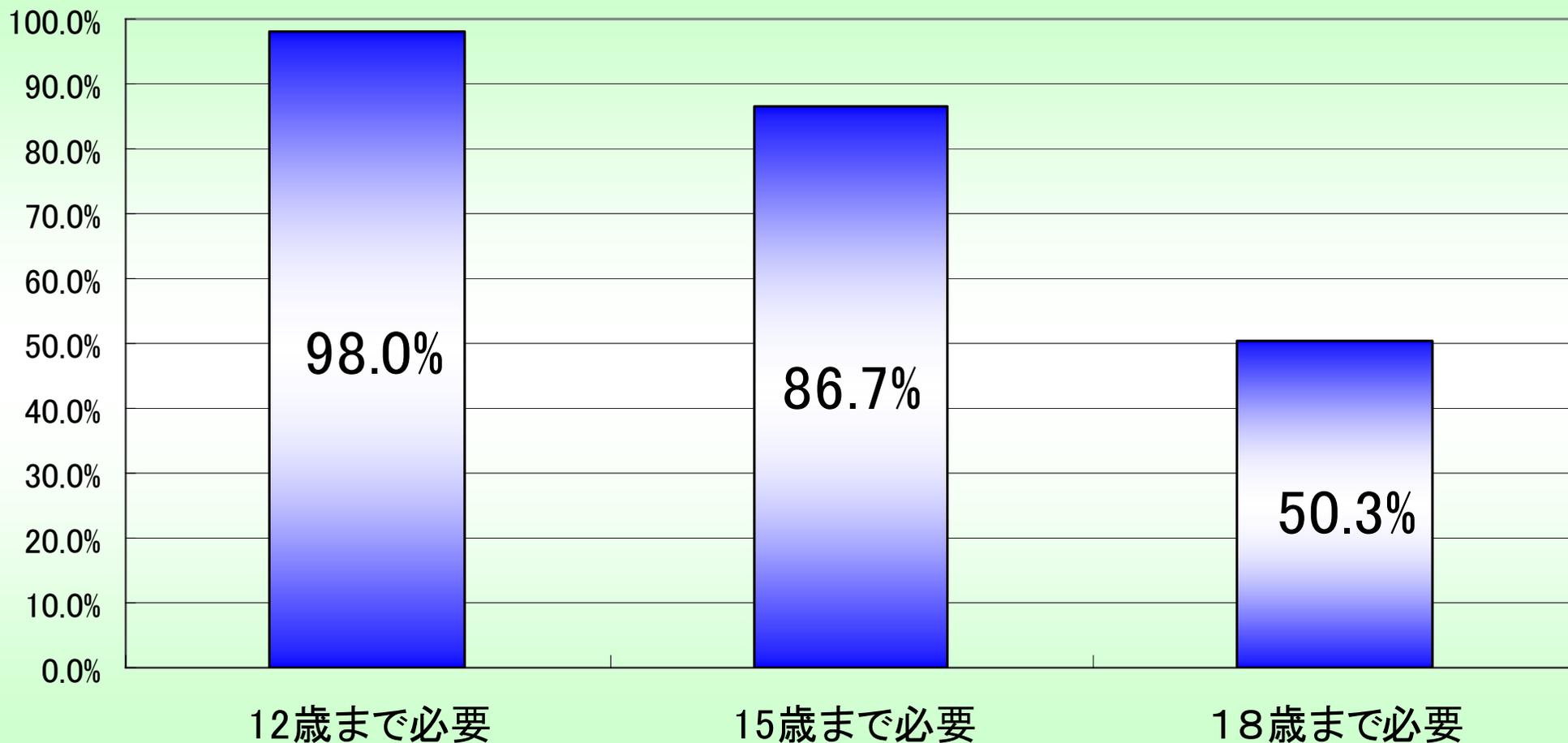


※端末機能でのフィルタリング利用者等を除く

フィルタリングが必要とされる年齢について

(平成18年度電気通信サービスモニターアンケート結果 (平成19年1月実施))

○保護者の**98.0%**が**12歳**に達するまで、**86.7%**が**15歳**に達するまで、**50.3%**が**18歳**に達するまで、フィルタリングが必要と感じている。



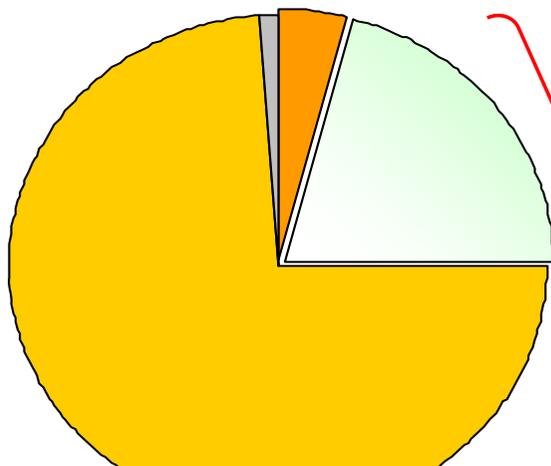
フィルタリングサービスを利用しない理由について

(平成18年度電気通信サービスモニターアンケート結果 (平成19年1月実施))

- 子どもにフィルタリングサービスを利用させていない者は20.8%。
- 「親子でコミュニケーションをとり、利用のルール等を身につけさせればよい」35%、「子どもを信用しているから」25%、「必要性を感じない」約9%、「知らなかった」「利用の仕方が分からない」「手順が面倒」が合計約31%となっている。

子どもが使用する携帯電話における フィルタリングサービスの利用状況

その他 1.2% 利用させている 4.2%



利用させ
ていない
20.8%

<理由は>

フィルタリングを利用させていない理由

利用の仕方がわからないから 5.0% 利用の手続が面倒そうだから 3.8%

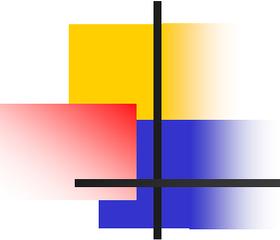
必要性を感じないから
8.8%

親子でコミュニケーションをとり、
利用のルールやマナーを身に
つけさせればよいと思うから
35.0%

フィルタリングを
知らなかったから 22.5%

子どもを信用しているから 25.0%

インターネットに接続できる環
境にない 73.8%



3. 検討会における論点

インターネット上の違法・有害情報対策に関する論点

1. フィルタリングの導入促進

○青少年に有害な情報へのアクセスを制限するのに有効なフィルタリングサービスについては、携帯電話を始めとして事業者による対応によりその導入促進が行われているが、より効果的な導入促進のために、どのような方策が考えられるか。

2. 電子掲示板の管理者等による違法・有害情報の削除等の促進

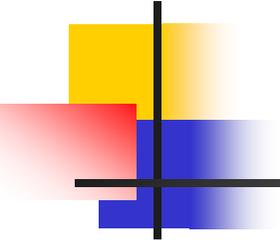
○違法・有害情報への対応については、「違法情報への対応に関するガイドライン」や「契約約款モデル条項」が策定され、電子掲示板の管理者等による削除等の指針とされているところであるが、更なる対応のために、どのような方策が考えられるか。

3. インターネット利用に関する啓発

○フィルタリングサービスや違法・有害情報については、利用者における対応も重要となるところ、効果的な利用者啓発のために、どのような方策が考えられるか。

4. 1～3に関する政府の支援策等

○以上について、政府として支援すべき点や、法制度による対応が必要か。

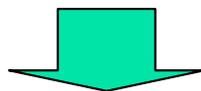


(参考1) 「インターネット上の違法・有害情報への
対応に関する研究会」

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」概要

1 目的

インターネットの急速な発達・普及は、利用者である国民に大きな利便性をもたらす一方で、インターネット上における違法な情報（児童ポルノ、麻薬販売等）、特定の者にとって有害と受け止められる情報（アダルト画像、暴力的画像等）、公共の危険や生命に対する危険を引き起こす原因となる情報（爆発物の製造・使用、自殺等を誘発する情報等）等の流通が大きな社会問題になっている。



このため、有識者、電気通信事業者等から構成される研究会を開催し、インターネット上の違法・有害情報への対応の在り方について、幅広く検討することとする。

2 主な検討課題

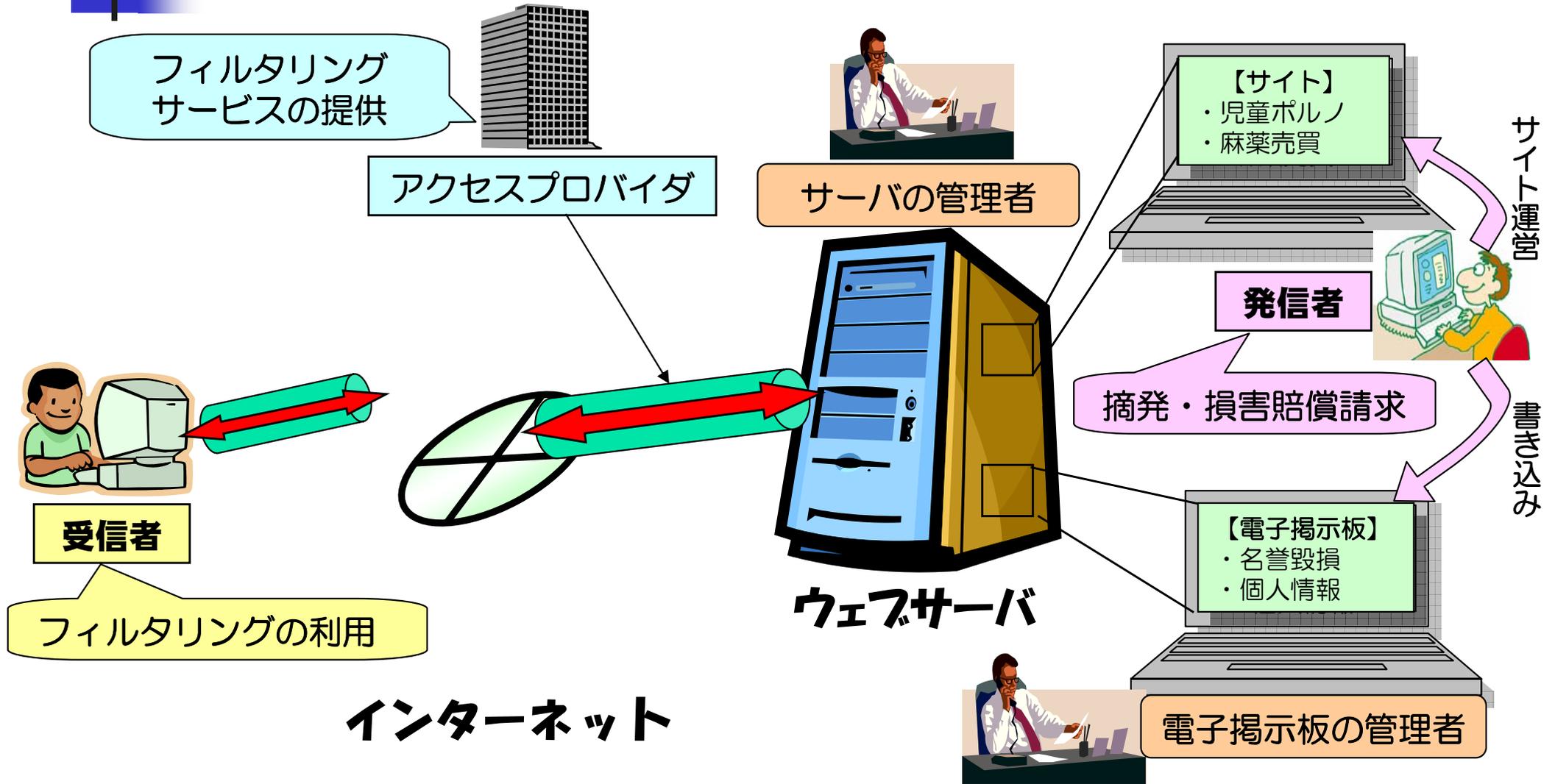
- (1) インターネット上の違法・有害情報へのプロバイダ等による自主的対策
- (2) プロバイダ等による自主的対策を効果的に支援する方策

3 日程

平成17年8月1日に第1回会合を開催し、平成18年8月までに10回会合を開催（議事要旨をホームページ上公開）。

平成18年8月25日に最終報告書を公表。

インターネット上の違法・有害情報への対応



- 「サーバの管理者」は、サーバ内の情報につき送信防止措置（削除等）が可能
 - 「電子掲示板の管理者」は、電子掲示板内の情報につき送信防止措置が可能
- ➡ 研究会では、これらの管理者による送信防止措置を促進する方法を検討

「インターネット上の違法・有害情報への対応に関する研究会」 最終報告書（平成18年8月25日）

権利侵害情報

- 権利侵害情報（名誉毀損、知的財産権侵害等）の削除に関する法的責任の整理
- 権利侵害情報か否かの判断を支援する行動指針



- プロバイダ責任制限法の整備
- 関係ガイドラインの整備
今後「発信者情報開示ガイドライン」を策定

違法な情報

- 削除に関する法的責任の整理
⇒ 責任なし
- 違法か否かの判断を支援する方策
⇒ インターネット上の違法情報への対応に関するガイドラインの策定により削除を支援

- 今後違法情報への対応ガイドラインを策定

その他の違法な情報

公序良俗に反する情報

- 削除に関する法的責任の整理
⇒ 契約に基づく場合は責任なし
- 公序良俗に反するか否かの判断を支援する方策
⇒ 「業界団体のモデル約款に公序良俗違反の情報を例示列挙する」等により削除を支援

- 今後業界団体のモデル約款等を策定

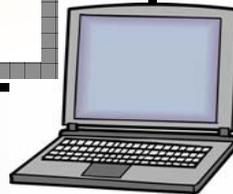
- 有害か否かは受信者により異なるため、削除に関する法的責任を一律に整理することは困難

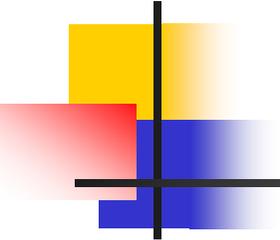
- ⇒ フィルタリングサービスの提供を一層促進

- モバイルフィルタリング
- フィルタリング普及啓発アクションプラン
- e-ネットキャラバン

青少年に有害な情報

違法ではない情報





(参考2) 海外法制

諸外国におけるインターネット上の違法・有害情報に対する規律

- 各国とも、適切に違法な情報の削除等を行った場合について免責規定を設けており、プロバイダに対し発信者と同様の規律を課している例はみられない。

| | 米国 | ドイツ | イギリス | フランス | 韓国 | 日本 |
|------|--|--|--|--|--|---|
| 関連法律 | 連邦通信法 | テレメディア法 | 電子商取引施行規則 2002 | デジタル経済法 | 情報通信網利用促進 及び情報利用等に関 する法律 | プロバイダ責任制限法 |
| 内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダは、わいせつ等のコンテンツに対してとったアクセス制限等の措置の責任を問われない。 ・プロバイダは、情報の発行者としては扱われない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダは、違法なコンテンツについて、その違法コンテンツの存在を知らず、又は違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについての責任を負わない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダは、違法なコンテンツについて、その違法コンテンツの存在を知らず、又は違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについての責任を負わない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダは、違法なコンテンツについて、その違法コンテンツの存在を知らず、又は違法性の認識後速やかに削除等の措置をとった場合、当該コンテンツについての責任を負わない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダは、コンテンツによる個人の権利侵害があった場合に、要請により速やかに削除等の措置をとらなければならない、これにより賠償責任が減免される。 | <ul style="list-style-type: none"> ・プロバイダは、権利侵害情報について、権利侵害を認識しているとき等を除き損害賠償責任を負わない。 ・プロバイダは、権利侵害を信じたことに相当な理由があれば、削除について損害賠償責任を負わない。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・違法情報一般に対して削除を義務づけるような法律は存在しない。 ・品位のない情報の発信に罰則を設けていた通信品位法の規定には違憲判決が存在。 | <ul style="list-style-type: none"> ・違法情報一般に対して削除を義務づけるような法律は存在しない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・違法情報一般に対して削除を義務づけるような法律は存在しない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・違法情報一般に対して削除を義務づけるような法律は存在しない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不法情報の流通禁止及びプロバイダに対する取り扱い停止命令の規定が存在。 | <ul style="list-style-type: none"> ・違法情報一般に対して削除を義務づけるような法律は存在しない。 ・わいせつ等の違法情報は、法的に保護すべき利益がなく、削除について損害賠償責任を負わないと解される。 |

諸外国におけるフィルタリングの取組

1. 諸外国における法規制

| | 米国 | ドイツ | イギリス | フランス | 日本 |
|----|--------------------------------|--------------------------------------|------|--|------|
| 名称 | Internet Protection ACT | 青少年のメディア保護に関する州間協定 | ———— | デジタル経済法 | ———— |
| 内容 | 公立学校や図書館に対し、フィルタリングソフトの導入を義務づけ | プロバイダに対し、有害コンテンツが青少年の目に触れないよう配慮を義務づけ | ———— | 公衆向けオンライン通信サービスのアクセスを提供するものに、フィルタリングの説明(提案)を義務づけ | ———— |

2. 諸外国における自主的取組

- ・日本を含む諸外国では、携帯電話事業者が業界として、**子どもによる安全な携帯電話の利用を推進するための自主的な行動憲章や規範**を作成している。
- ・内容としては、主に、(1) **フィルタリングサービスの提供**、(2) **保護者・利用者に対するフィルタリングサービスの推奨**、(3) **保護者・利用者に対するフィルタリングサービスの周知啓発**などが含まれる。

| | 米国 | ドイツ | イギリス | フランス | 日本 |
|------|--|--|--|--|---|
| 名称 | Wireless Content Guidelines | 携帯電話利用における青少年保護のための携帯電話事業者の行動規範 | UK code of practice for the self-regulation of new forms of content on mobiles | 移動体マルチメディアコンテンツに関する事業者憲章 | フィルタリングの普及啓発アクションプラン |
| 策定時期 | 2005年11月 | 2005年6月 | 2004年1月 | 2006年1月 | 2006年3月 |
| 締結者 | 事業者協会(CITA – The Wireless Association) | 携帯電話事業者(Debitel、e-plus、O2、mobilcom、T-Mobile、TALKLINE、The Phone House、Vodafone) | 携帯電話事業者(Orange、O2、3、T-Mobile、Vodafone、Virgin Mobile) | 政府(家族・統合省)及びAFOM(フランス移動体通信事業者協会)に加盟する携帯電話事業者 | フィルタリング関係業界(携帯・PHS事業者、ISP、パソコンメーカー、フィルタリングメーカー) |